平成 25 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名　フィデアホールディングス株式会社
代表者名　代表執行役社長 CEO　里村　正治
（コード：8713、東証第一部）
問合せ先　専務執行役 CFO　原田　儀一郎
（TEL. 022－290－8800）

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 19 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、以下の通り、第三者割当により発行されるフィデアホールディングス株式会社 120%ソフトコール条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）（総額 60 億円）の発行を決議致しましたので、お知らせ致します。

１．募集の概要

（1）	払込期日	平成 25 年 12 月 5 日
（2）	新株予約権の総数	60 個
（3）	社債及び新株予約権の発行価額	本新株予約権付社債：額面 100,000,000 円につき 100,000,000 円 本新株予約権：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
（4）	当該発行による潜在株式数	転換価額が未定のため、算出しておりません。決定次第お知らせ致します。
（5）	資金調達の額	6,000,000,000 円
（6）	転換価額	転換価額は、当初、当社の代表執行役社長 CEO 里村正治が、本取締役会の授権に基づき、本取締役会開催日又はその翌日（いずれも日本時間）に、平成 25 年 11 月 19 日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の 110%以上で、市場動向等を勘案して決定致します。
（7）	割当予定先	第三者割当により全額をドイツ証券株式会社（以下「ドイツ証券」といいます。）に割り当てます。
（8）	利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：平成 28 年 3 月 7 日
（9）	償還価額	額面 100,000,000 円につき 100,000,000 円
(10)	その他	● 平成 27 年 3 月 6 日以降権利行使可能となる 120%ソフトコール条項が付されております。 ● 割当予定先が第三者割当により本新株予約権付社債の発行を受けた後、本新株予約権付社債の買取権（コールオプション）がワラント形態（以下「ワラント」といいます。）で海外機関投資家に売却される旨を割当予定先から聞いております。

２．本新株予約権付社債の発行の目的及び理由

（１）資金調達の主な目的、背景

平成 21 年 10 月の株式会社荘内銀行と株式会社北都銀行の経営統合を通じた発足以来、当社は『地域と向き合う、次代につなぐ。信頼の FIDEA』をグループスローガンに掲げ、地域に密着した「広域金融グループ」として、お客様の高い満足と地域の発展のために、上質な「金融情報サービス」の提供に努めて参りました。この取り組みを更に加速させるべく、『地域の舞台づくりと革新の土台づくり』を基本理念とする 3 カ年（平成 25 年度～平成 27 年度）の第 2 次中期経営計画を策定し、平成 25 年 3 月 29 日に公表致しました。

第 2 次中期経営計画の期間中に、当社グループを含む国内基準行は、バーゼル III 規制に対応する新しい自己資本比率規制（以下「新自己資本比率規制」といいます。）の適用を受けることとなるため、当社と致しましては、新自己資本比率規制が求める資本の質の更なる向上を重要な経営課題の一つと認識して参りました。

平成 26 年 3 月 31 日より適用が開始される新自己資本比率規制においては、主に普通株式、内部留保、強制転換条項付優先株式により構成される「コア資本」という概念が導入されており、コア資本の金額に基づき算出される自己資本比率を最低 4%以上とすることが求められております。当社は新自己資本比率規制下においても 4%を上回る十分な自己資本比率を確保できる見込みです。一方で、当社のコア資本には、公的資金という性格から将来的には返済が必要となる総額 100 億円の B 種優先株式が含まれております。また、平成 25 年 3 月 31 日時点で当社の連結自己資本の補完的項目（Tier 2）に含まれる 158 億円の期限付劣後債務については、経過措置が適用される期間はコア資本に算入されるものの、その算入割合は徐々に低下して参ります(注)。当社と致しましては、内部留保の拡充や資本の市場調達等を通じ、将来的な返済を伴わない自己資本及び恒久的に全額がコア資本に算入される自己資本の更なる拡充が必要と考え、本新株予約権付社債の発行を決定致しました。

また、当社グループは、風力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー及び福祉分野や高齢者向けサービスを展開するシニアサービス・ケア事業等の成長可能性のある分野（ニューフロンティアビジネス）に積極的に参画し、今後も地域経済の発展に貢献していきたいと考えております。こうしたニューフロンティアビジネスの成長に伴う資金需要、及び東日本大震災からの復興に伴う資金需要等に的確に応えるためにも、当社は資本増強により子会社である株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行の貸出余力を増加させることが重要と考えております。

（２）本新株予約権付社債を選択した理由及び本新株予約権付社債の特徴

本新株予約権付社債の発行に際しては、複数の金融機関からの提案を吟味した上で、調達手法と発行形態に関して平成 25 年 7 月頃から慎重に検討を重ねて参りました。その結果、本新株予約権付社債の第三者割当を通じた発行が、以下の理由から、現時点における最良の選択肢であると判断致しました。

① 本新株予約権付社債以外に、発行直後から会計上の自己資本及び新自己資本比率規制上のコア資本の増強を達成し得る調達手段を複数検討致しましたが、以下の理由から、選択肢から除外致しました。

（ア）公募増資（普通株式）は、当社株式の取引量の少なさ、マーケティング期間の長さ等から、条件決定までに相当程度の株価インパクトが想定され、既存株主の利益を損なう恐れがあることや、調達金額を減少させるリスクがあると判断致しました。

（イ）第三者割当増資（普通株式）は、今回の調達金額の規模から、割当先が当社の株主構成やガバナンスに大きな影響を及ぼすリスクがあると判断致しました。

（ウ）強制転換型優先株式の発行は、株主総会における定款変更の決議を必要とし、機動性の観点から適切な調達手段ではないと判断致しました。

② 一方で、本新株予約権付社債の発行は、①に記載した他の調達手段との比較において、以下のメリットがあると判断し、調達手段として採用致しました。

（ア）発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されないものの、主には満期直前に想定される普通株式への転換、更には当社の株価動向次第では 120%ソフトコール条項による早期の転換を通じて、将来的な自己資本の拡充が期待できます。尚、120%ソフトコール条項とは、株価が一定期間、転換価額の 120%以上の水準で推移した場合には、当社が一定期間の事前の通知を行った上で、発行価額での現金償還を可能とする条項ですが、かかる現金償還が転換による投資家の収益実現機会を消滅させるため、投資家による早期転換が促進されることを企図しております。

（イ）当社グループは、現状の自己資本比率規制及び新自己資本比率規制の両方において、健全性を担保す

るために十分な自己資本比率を維持しており、返済を伴わない自己資本の更なる拡充は、公的資金の返済を実行する将来時点において必要となります。公募増資や第三者割当を通じた普通株式の発行は、自己資本の拡充のみならず希薄化をも直ちに発生させ、既存株主の利益を不必要に早期に損ねることとなりますが、一方で本新株予約権付社債の発行は、普通株式への転換が主には満期直前に発生する証券特性を有することから、自己資本の拡充や希薄化が将来時点において発生することとなり、当社のニーズに合致しております。

（ウ）ゼロ金利であることから、転換が発生するまでの期間の金利負担も一切発生致しません。

（エ）既存株主への配慮のため、(a)本新株予約権付社債の転換価額が平成 25 年 11 月 19 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 110%以上に設定され、潜在的な希薄化規模が抑制されること、(b)転換価額が払込日の 1 年後の 1 回のみ下方修正される可能性は存在するものの、下方修正される場合の修正後の転換価額は当該修正日に先立つ一定期間の平均株価に設定され、下限修正価額も当該修正日時点で有効な転換価額の 80%に設定されること等の証券設計に関する様々な工夫が可能となります。

（オ）東京証券取引所での当社株式の取引終了後、翌日の取引開始前にマーケティングと条件決定を完了することで、マーケティング期間中の株価インパクトを回避し、結果として、潜在株式数の変動リスクを回避することが可能となります。また、マーケティング期間中の株価インパクトによる既存株主持分の価値棄損を回避することも可能となります。

（カ）割当予定先より、本新株予約権付社債の買取権（コールオプション）をワラントとして海外機関投資家に分散して売却する旨を聞いていることから、第三者割当増資に比べて、株主構成やガバナンスに大きな影響を及ぼす可能性が低いと判断しております。

（キ）取締役会決議のみに基づき、機動的な発行が可能となります。結果として、ゼロ金利での発行ができ、かつ転換価額を現在の株価を上回る水準に設定できる等の発行体に有利な発行条件を実現し得る転換社債市場に機動的にアクセスすることが可能となります。

（ク）当社株式の取引量の少なさが健全な株価形成のために懸念される中で、転換後の株式売却等を通じて当社株式の取引量の増加が期待されます。

③ その上で、新株予約権付社債の他の発行形態との比較において以下のメリットがあると判断し、発行形態として第三者割当を採用致しました。

（ア）国内市場での新株予約権付社債の公募発行は、マーケティング期間の長さ等から条件決定までに相当程度の株価インパクトが想定され、選択肢から除外致しました。

（イ）ユーロ市場での新株予約権付社債の発行は、現在の市場環境下では十分な需要が見込め、当社の海外株主基盤の拡大による当社株式の取引量の増加に資する可能性があるものの、監査済英文財務諸表を含む英文目論見書の作成が必要となり、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性を損なうことから、第三者割当との比較において、選択肢から除外致しました。

（ウ）第三者割当を通じた新株予約権付社債の発行は、その後の割当予定先から海外機関投資家への本新株予約権付社債の買取権（コールオプション）の売却と併せて、現在の市場環境下では十分な需要が見込め、当社の海外株主基盤の拡大や当社株式の取引量の増加に資する可能性があり、また、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性が最も高いことから、調達形態として最適であると判断致しました。

（注）新自己資本比率規制において、期限付劣後債務については平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までの期間は経過措置により全額がコア資本に含まれる見通しです。しかしながら、翌年（平成 27 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 30 日）は期限付劣後債務のうち 90%のみがコア資本に算入され、翌年以降毎年 10%ずつ算入可能割合が減少することが見込まれます。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

① 払込金額の総額	6,000,000,000円
② 発行諸費用の概算額	25,000,000 円
③ 差引手取概算額	5,975,000,000円

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記費用、財務代理人費用、第三者評価機関による証券価値算定費用、印刷会社費用等であります。

（２）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 新自己資本比率規制の下でコア資本の質の更なる向上を実現するための期限付劣後債務の返済	5,000 百万円	平成 27 年 7 月
② グループ内の資金マネジメントによる貸出余力の増強を通じた、子会社である株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行によるニューフロンティアビジネス等の成長分野への貸出の実施	975 百万円	平成 25 年 12 月～平成 27 年 3 月

(注)1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

４．資金使途の合理性に関する考え方

調達した資金のうち、5,000 百万円については、子会社である株式会社荘内銀行が発行した期限付劣後債務の償還に充当される予定です。平成 26 年 3 月 31 日以降の新自己資本比率規制の導入後も、経過措置により一定期間は期限付劣後債務がコア資本へ算入されますが、その算入割合は徐々に低下して参ります(注)。従いまして、新自己資本比率規制の下でのコア資本の質の更なる向上を早期に実現することが当社にとって必要となります。なお、実際の期限付劣後債務の返済時期は当該劣後債務の初回コール日である平成 27 年 7 月頃を予定しておりますが、ゼロ金利かつ転換価額を現在の株価を上回る水準に設定できる等の発行体に有利な発行条件を実現し得る転換社債市場への機動的なアクセスを優先しつつ、普通株式への転換が主には満期直前に発生する新株予約権付社債の証券特性を鑑み、現時点での本新株予約権付社債の発行を決定しております。

調達した資金のうち、残額は、当社から子会社である株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行への預金等によるグループ内資金マネジメントを通じ、グループ内銀行の地域経済に対する貸出余力増加に寄与することとなります。当該資金は、風力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー及び福祉分野や高齢者向けサービスを展開するシニアサービス・ケア事業等のニューフロンティアビジネス等の成長が見込まれる分野への貸出に充当される予定であり、当社グループの更なる地域経済の発展への貢献に資するものと期待されます。

従いまして、上記の通り、本新株予約権付社債の発行は、経営上十分な合理性を有する資金調達であると考えております。

（注）新自己資本比率規制において、期限付劣後債務については平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までの期間は経過措置により全額がコア資本に含まれる見通しです。しかしながら、翌年（平成 27 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 30 日）は期限付劣後債務のうち 90%のみがコア資本に算入され、翌年以降毎年 10%ずつ算入可能割合が減少することが見込まれます。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公正性を期すため、独立した第三者機関であるトラスティーズ・アドバイザリー株式会社（東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー25 階、代表者寺田芳彦）（以下「第三者算定機関」といいます。）より価値算定書を取得しております。第三者算定機関は一定の前提（本新株予約権付社債に付された 120%ソフトコール条項等の諸条件、当社株式の株価変動性（ボラティリティ）及び本社債の価値を算定する上で使用した割引率等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。第三者算定機関による価値算定書における算定結果を考慮し、また当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案の上、本新株予約権付社債の発行条件及び払込金額を決定しており、当社としては、公正な水準であると判断しております。

また、当社監査委員会は、本新株予約権付社債の価値及び価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、外部専門家たる第三者算定機関より取得している価値算定書を確認した上で、本新株予約権付社債の発行によって当社が得ることのできる経済的利益が本新株予約権付社債の公正価値と概ね見合っていることから、発行条件は割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の意見を全員一致で表明しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成 25 年 11 月 18 日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 110%を当初転換価額として計算した場合、平成 25 年 11 月 18 日現在の当社の普通株式の発行済株式総数 143,464,890 株の 19.1%となります。また、転換価額が修正される場合における下限修正価額が当該修正日時点で有効な転換価額の 80%に設定されておりますが、当初転換価額の 80%に相当する金額を転換価額として計算した場合の潜在株式数は、発行済株式総数の 23.8%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合 1 株あたりの株式価値の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権付社債の発行とその後の転換の実現により、将来的な返済を伴わない自己資本を拡充し、また同時に、平成 25 年 3 月 29 日に公表致しました第 2 次中期経営計画に規定された施策を着実に履行していくことで、当社と致しましては、企業価値向上と地域経済の発展への貢献を実現していく所存です。従いまして、将来的に増加することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

（1）　名　　称	ドイツ証券株式会社(注)1.
（2）　所　在　地	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号　山王パークタワー
（3）　代表者の役職・氏名	代表取締役社長 桑原　良
（4）　事　業　内　容	金融商品取引業
（5）　資　本　金	727 億 2,800 万円（2013 年 3 月末）
（6）　設　立　年　月　日	2005 年 7 月 21 日
（7）　発行済株式数	1,454,560 株（2013 年 3 月末）
（8）　決　算　期	3 月 31 日
（9）　従　業　員　数	630 名（フルタイム換算、2013 年 3 月末現在）
(10)　主　要　取　引　先	投資家及び発行体
(11)　主要取引銀行	－
(12)　大株主及び持株比率	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド（香港）　100%

(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)

決算期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期
純資産	53,666	58,302	66,523
総資産	4,400,991	4,320,190	4,674,883
営業収益	73,867	81,149	77,903
経常利益	▲7,237	10,072	9,362
当期純利益	▲50,320	4,628	6,430

(注)1. ドイツ証券は東京証券取引所の取引参加者です。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、平成25年7月頃から国内外の金融機関から様々な提案を受け、比較検討を重ねて参りました。

その結果、複数の提案書や面談を通じたドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券の提案が、既存株主の利益に最も配慮したものであり、当社のニーズに最も合致していると判断致しました。また、ドイツ銀行グループは、本新株予約権付社債に類似する転換証券の引受け・販売において世界有数の実績を有しているため、調達を確実に実現する観点から、割当予定先としてドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券が最適であるとの結論に至りました。

ドイツ銀行グループは、下記「(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」及び「(5)割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

なお、本新株予約権付社債の募集に関連して、当社は、割当予定先であるドイツ証券との間で、払込期日以降、本新株予約権付社債の払込期日から起算して180日目の日までの間、同社の事前の書面による承諾なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付及び当社B種優先株式に付された取得請求権の行使に伴う当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨を払込期日付で合意いたします。

（3）割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権付社債の割当予定先であるドイツ証券との間で、本新株予約権付社債について継続保有の取り決めはしておりません。

当社は、本新株予約権付社債を、第三者割当によりドイツ証券へ割り当てますが、ドイツ証券は、本新株予約権付社債の発行後、信託口座（委託者及び受益者をドイツ証券とし、受託者をドイツ証券と同じドイツ銀行グループに属するDB信託株式会社とする信託、以下「本件信託」といいます。）に対し、本新株予約権付社債を額面で譲渡する方針です（本新株予約権付社債の譲渡代金は、本件信託が当社グループ以外の国内金融機関から本新株予約権付社債の額面金額と同額の融資を受けることによって調達する予定と理解しております。）。

また、本件信託は、本新株予約権付社債の買取権（コールオプション）をワラントとして売却し、ドイツ証券

のグループ会社であるドイツ銀行ロンドン支店を通じて海外機関投資家に売却する予定と聞いております。海外機関投資家が当該ワラントを行使した場合には、海外機関投資家が本件信託から本新株予約権付社債を取得した上で、本新株予約権を行使することになります。

※ 上記に記載される、ドイツ証券による本新株予約権付社債の本件信託への譲渡は、金融商品取引法第 167 条第 1 項及び同法施行令第 31 条に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定める「買集め行為」に該当する可能性がありますので、本件信託の受託者である DB 信託株式会社からの要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表しております「DB 信託株式会社によるフィデアホールディングス株式会社（証券コード 8713）新株予約権付社債の買付けの決定に関するお知らせ」も併せてご覧ください。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権付社債の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、現預金残高は 332,288 百万円、純資産額は 66,523 百万円（平成 25 年 3 月 31 日現在）と確認しているほか、当該資金の払込みについては、当社とドイツ証券との間で締結予定の第三者割当契約においてドイツ証券の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

（5）割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ証券の 100%親会社（割当予定先株式の間接保有）であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（BaFin））の監督及び規制を受けております。

また、ドイツ証券は、金融商品取引業者として、金融商品取引法に基づき平成 19 年 9 月 30 日に登録を受け（関東財務局長(金商)第 117 号)、金融庁の規制及び監督を受けており、また東京証券取引所の取引参加者でもあります。割当予定先は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（金融庁）及び日本証券業協会自主規制規則の趣旨を踏まえて、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、ホームページ上において公表しています。上記の内容及び割当予定先の親会社及び子会社を含む割当予定先における反社会的勢力との関係遮断に対する取り組みについて、当社は割当予定先の担当者との面談において説明を受けるとともに、ドイツ証券のホームページ等により、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。

7．募集前後の大株主及び持株比率

（1）普通株式

募集前（平成 25 年 9 月 30 日現在）	
タイヨー　パール　ファンド　エルピー （常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	4.71%
株式会社みずほ銀行	2.23%
フィデアホールディングス従業員持株会	2.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.89%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.67%
廣野　摂	1.05%
公益財団法人克念社	1.04%
明治安田生命保険相互会社	1.04%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4）	0.97%
みずほ信託銀行株式会社	0.91%

(注)1. 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

（2）B種優先株式

募集前（平成25年9月30日現在）	
株式会社整理回収機構	100%

8．今後の見通し

現在のところ、本新株予約権付社債の発行による平成26 年3月期の業績予想の修正はありません。

9．企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債の第三者割当は、① 発行済株式に係る議決権の総数に対する比率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10．最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結経常収益	52,717百万円	49,126百万円	49,360百万円
連結経常利益	5,053百万円	7,523百万円	6,937百万円
連結当期純利益	3,674百万円	4,243百万円	4,228百万円
1株当たり連結当期純利益	24.51円	28.55円	28.46円
1株当たり配当金	5.00円	5.00円	5.00円
1株当たり連結純資産	306.97円	355.79円	469.41円

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年11月19日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	143,464,890株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	51,282,051株	35.74%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	129,870,129株	90.52%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―株	―%

（注）発行済株式数については、平成25年9月30日時点の数値を使用しております。

（3）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	163円	233円	226円
高値	285円	241円	249円
安値	145円	159円	123円
終値	238円	224円	239円

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始　　値	245円	229円	218円	208円	190円	201円
高　　値	285円	234円	233円	239円	206円	204円
安　　値	221円	191円	204円	185円	186円	187円
終　　値	232円	217円	206円	187円	200円	193円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成25年11月18日
始　　値	200円
高　　値	200円
安　　値	199円
終　　値	199円

（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし

以　上

（別添）

フィデアホールディングス株式会社
120％ソフトコール条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
発行要項

１．社債の名称
フィデアホールディングス株式会社120％ソフトコール条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

２．社債の総額
金60億円

３．各社債の金額
金1億円

４．社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第23項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

５．社債の利率
本社債には利息を付さない。

６．社債の払込金額
各社債の金額100円につき金100円

７．社債の発行価格
各社債の金額100円につき金100円

８．社債の償還金額
各社債の金額100円につき金100円
但し、繰上償還の場合は第12項第(3)号乃至第(7)号に定める金額とする。

９．新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

10．担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

11．社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

12．社債の償還の方法及び期限
(1) 本社債は、平成28年3月7日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては本項第(3)号乃至第(7)号に定めるところによる。
(2) 本社債を償還すべき日（本項第(3)号乃至第(7)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。）が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。
(3) 120％ソフトコール条項による繰上償還
① 当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）がある20連続取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。本項第(5)号③、本項第(6)号②及び本項第(7)号②

における場合を除き、以下同じ。）にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額（第13項第(7)号③に定義する。以下同じ。）の120%以上であった場合、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で、平成27年3月6日以降、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から90日目以降120日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割又は当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日（当該基準日を含む。）についての本条項の適用にあたっては、第13項第(10)号②の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(9)号に定める新株式発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

② 本号又は本項第(4)号、及び本項第(5)号、第(6)号又は第(7)号の両方に従って本社債の償還がなされる場合、本項第(5)号、第(6)号又は第(7)号の手続が適用される。但し、本項第(5)号に定める組織再編行為を行う意向を公表する前、本項第(6)号に定める公開買付開始公告が行われる前又は本項第(7)号に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を公表する前に本号①又は本項第(4)号に基づく公告が行われた場合には、本号又は本項第(4)号の手続が適用される。

③ 当社は、本号①又は本項第(4)号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(4) クリーンアップ条項による繰上償還

本号の繰上償還の公告を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の金額の合計額が発行時の本社債の金額の合計額の10%を下回った場合、当社は、必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

(5) 組織再編行為による繰上償還

① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他当社の機関が決定した場合）において、当社が、(イ)第13項第(22)号に従って承継新株予約権（同号に定義する。）を交付することができない場合、又は(ロ)組織再編行為の承認又は決定の日（以下「承認日」という。）までに、財務代理人に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。以下同じ。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日で、かつ銀行営業日とする。）の30日前までに償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債についての各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（%）

償還日	参照パリティ									
	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160
平成25年12月5日	100.66	102.82	105.60	109.39	114.60	121.48	130.08	140.00	150.00	160.00
平成26年12月5日	99.10	100.04	102.15	106.00	111.98	120.17	130.00	140.00	150.00	160.00
平成27年12月5日	99.76	99.84	100.64	103.85	110.55	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成28年2月29日	99.98	99.98	99.98	101.21	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00

(注) 上記表中の数値は、平成25年11月18日現在における見込みの数値であり、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように決定される。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役社長CEO里村正治が、当社取締役会の授権に基づき、転換価額の決定と同時に決定する。

③ 「参照パリティ」は、(ｲ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為の承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ﾛ)上記(ｲ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他当社の機関において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が承認又は決定された日（かかる承認又は決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号④又は第(10)号、第(11)号若しくは第(15)号に定める転換価額の修正又は調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が平成28年3月1日（同日を含む。）から平成28年3月6日（同日を含む。）までの期間の場合は、償還金額は各社債の金額の100％とする。本③、本項第(6)号②及び本項第(7)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

④ 参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(ｲ) 参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。但し、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ﾛ)参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる右端の値と同一とみなす。

(ﾊ)参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる左端の値と同一とみなす。

但し、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の150％を上限とし、本号②の表及び上記(ｲ)乃至(ﾊ)の方法に従って算出された値が150％を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の150％とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100％を下限とし、本号②の表及び上記(ｲ)乃至(ﾊ)の方法に従って算出された値が100％未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100％とする。

⑤ 「組織再編行為」とは、(ｲ)当社が消滅する会社となる合併、(ﾛ)吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）、(ﾊ)当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及び(ﾆ)その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

⑥ 「承継会社等」とは、次の(ｲ)乃至(ﾍ)に定める株式会社を総称していう。

(ｲ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(ﾛ) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(ﾊ) 新設分割 新設分割により設立する株式会社

(ﾆ) 株式交換 株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(ﾎ) 株式移転 株式移転により設立する株式会社

(ﾍ) 上記(ｲ)乃至(ﾎ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける又は承継する株式会社

⑦ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(6) 上場廃止等による繰上償還

① (ｲ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ﾛ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ﾊ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ﾆ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。

② 上場廃止等償還金額は、本項第(5)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(ｲ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ﾛ)上記(ｲ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号④又は第(10)号、第(11)号若しくは第(15)号に定める転換価額の修正又は調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が平成28年3月1日（同日を含む。）から平成28年3月6日（同日を含む。）までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100％とする。

③ 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向又は本項第(7)号に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。但し、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為の承認日又は本項第(7)号に定めるスクイーズアウト事由発生日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

④ 本項第(5)号に定める繰上償還事由が発生し当社が必要な事項の公告を行い、かつ、本号①又は③に定める繰上償還事由が発生した場合には、本社債は本項第(5)号に従って償還されるものとする。但し、本項第(5)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為の承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

(7) スクイーズアウトによる繰上償還

① 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに取得する旨の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、当該スクイーズアウト事由に係る決議日（以下「スクイーズアウト事由発生日」という。）から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「スクイーズアウト償還金額」という。）で繰上償還する。

② スクイーズアウト償還金額は、本項第(5)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(ｲ)当該取得の対価が金銭のみである場合には、1株につき交付される当該金銭の額を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ﾛ)上記(ｲ)以外の場合には、当該スクイーズアウト事由発生日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号④又は第(10)号、第(11)号若しくは第(15)号に定める転換価額の修正又は調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が平成28年3月1日（同日を含む。）から平成28年3月6日（同日を含む。）までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100％とする。

(8) 本項第(3)号乃至第(7)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第13項第(4)号に従って行使できなくなることによりその全部が消滅する。

(9) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日（第22項に定める。）の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた後に本社債を消却する場合、本新株予約権については第13項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

13. 新株予約権の内容

(1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計60個の本新株予約権を発行する。

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成25年12月12日から平成28年2月29日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（株式会社証券保管振替機構の休業日でない日をいう。）。

② 振替機関が必要であると認めた日。

③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。

④ 第12項第(3)号乃至第(7)号に定めるところにより、平成28年2月29日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。

⑤ 第18項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含める。）以降。

(5) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。

(6) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。

② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

③ 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。但し、本項第(22)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、当社の代表執行役社長CEO里村正治が、当社取締役会の授権に基づき、平成25年11月19日（本新株予約権付社債の発行決議日同日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本号④に定めるところにより修正され、また本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより調整されることがある。

④ 平成26年10月31日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）がある15連続取引日の当該普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、平成26年11月7日（以下「効力発生日」という。）以降、決定日価額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に本項第(9)号乃至第(15)号に従って行われる調整に服する。）に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の80%に相当する金額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に本項第(9)号乃至第(15)号に従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(10) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(14)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。
調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(14)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券

（権利）、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の転換価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

但し、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

④ 本号①乃至③の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認又は決定を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については本項第(20)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}\right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(11)当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(12)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1\text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金1億円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(12)① 「特別配当」とは、平成28年2月29日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金1億円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金1億円）を平成25年11月19日又はその翌日に決定する転換価額で除して得られる数値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）に5を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(13) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(14)① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(10)号④の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含まない。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項(10)号又は第(15)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(15) 当社は、本項第(10)号及び第(11)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、当社は、転換価額の調整を適切に行うものとする。

① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。

(16) 本項第(7)号④に定めるところにより転換価額の修正を行うとき、又は本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、修正後又は調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる修正又は調整を行う旨並びにその事由、修正又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を通知する。但し、適用開始日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降すみやかにこれを行う。

(17) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第24項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(18)① 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。

② 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。

(19) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が到来するものとする。

(20) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(21) 当社が当社普通株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定めを廃止し又は変更する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(22) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第12項第(5)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑨の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式とする。

③ 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を下記④に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

④ 承継新株予約権付社債の転換価額
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(7)号④に準じた修正及び本項第(9)号乃至第(15)号に準じた調整を行う。

⑤ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

⑥ 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号③に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

⑦ 承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。

⑧ 承継新株予約権の取得条項
承継新株予約権の取得条項は定めない。

⑨ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年0.0%）、発行価額等のその他

の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。

15. 担保提供制限

(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。

(2) 前号に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。

(3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、本項第(1)号及び第(2)号は適用されない。

16. 担保付社債への切換

(1) 当社は、いつでも本新株予約権付社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。

(2) 当社が第15項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

17. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第15項又は第16項により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、第15項は適用されない。

18. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。但し、第15項又は第16項により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

(1) 当社が、第12項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、第15項の規定に違背したとき。

(3) 当社が、第13項第(7)号④若しくは第(9)号乃至第(16)号、第16項第(2)号又は第19項に定める規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行又は補正をしないとき。

(4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。

(8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

19. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

20. 社債権者集会

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。

(2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

21. 申込期間
平成25年12月5日

22. 新株予約権の割当日及び社債の払込期日（発行日）
平成25年12月5日

23. 振替機関
株式会社証券保管振替機構

24. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社

25. 財務代理人
本社債の財務代理人は三井住友信託銀行株式会社とする。
財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。
財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

26. 償還金の支払
本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

27. 募集方法
その他の者に対する割当の方法による。

28. 申込取扱場所
フィデアホールディングス株式会社 経営統括グループ

29. 上場申請の有無
なし

30. 振替機関への同意
平成25年11月19日同意書提出

31. 上記に定めるものの他、第12項第(5)号②の組織再編行為償還金額の決定その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長CEO里村正治に一任する。

32. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上